

|| TFSグループ°（税理士・会計士・社労士・行政書士）

NEWS LETTER

5月、まさに新緑の季節になりました。暦の上では5月が夏の始まり、クールビズも5月がスタートです！激動する国際情勢のなかで開催される”広島G7サミット”・・・私たち日本の果たしている役割に、世界中が注目している5月でもあります。

掲載内容に関してご質問等がありましたら、どうぞお気軽にTFSコンサルティンググループまでご連絡ください。



Special feature

グループ通算制度開始と単体申告納税法人への影響

- ◆振替日と口座残高の確認、還付金の確認
- ◆2023年度の雇用保険料率と雇用保険の給付概要
- ◆治療と仕事の両立支援の現状

グループ通算制度開始と 単体申告納税法人への影響

令和4年4月1日以後開始事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度へと移行されました。この移行に伴う改正のうち一部は、グループ通算制度とは関係のない法人にも影響を及ぼしています。1年決算法人であれば、3月決算法人から適用することとなります。ご注意ください。

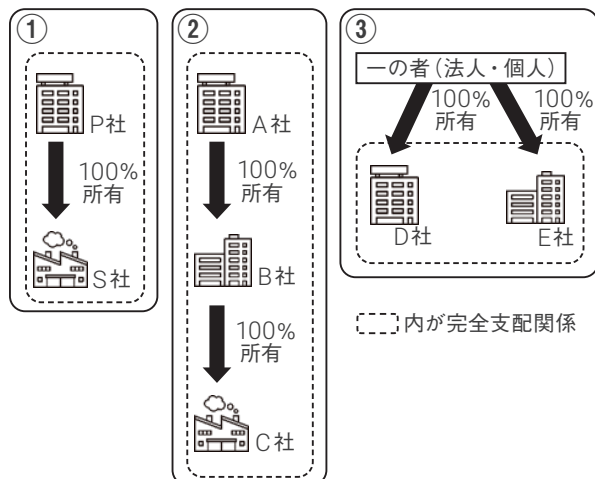
グループ通算制度とは

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人が、個別に法人税の申告および納税を行いつつも、その企業グループ内で損益通算等の調整を行うことができる制度をいいます。親法人およびその親法人との間に完全支配関係がある子法人のすべてが、国税庁長官の承認を受けることで利用することができます。

完全支配関係とは

完全支配関係とは、下図①②のような一の者が法人の発行済株式等（自己株式等を除く）の全部を直接もしくは間接に保有する一定の関係、または下図③のような一の者との間にその一定の関係がある法人相互の関係をいいます。

【完全支配関係（例）】



単体申告納税法人への影響

連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴う改正のうち、次の項目については、グループ通算制度とは関係のない法人（単体申告納税法人）にも適用されます。

改正項目	主な改正内容
受取配当等の 益金不算入	● 関連法人株式等または非支配目的株式等に該当するかどうかの判定について、単体ではなく、完全支配関係がある法人が有する株式を含めて判定を行う ● 関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の改正
寄附金の損金 不算入	● 一般寄附金および特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる、『資本金等の額』について、『資本金の額および資本準備金の額の合計額』とする
貸倒引当金	● 貸倒引当金の対象となる、個別一括評価金銭債権から、完全支配関係がある他の法人に対して有する金銭債権を除外する
資産の譲渡に係る 特別控除額の特例	● 特別控除制度を2以上受ける場合の限度額年5,000万円について、単体ではなく、完全支配関係がある法人を含めて計算をし、限度額を超える場合には、その超える部分の金額を損金としないもの（損金不算入）とする

3月決算法人は、完全支配関係にある企業グループが多いため、単体申告納税法人であっても上記改正の影響を受ける可能性があります。適用もれにご注意ください。

振替日と口座残高の確認、 還付金の確認

所得税の確定申告期限である3月15日が過ぎ、一息つかれた方もいらっしゃるでしょう。納付手続を“振替納税”にしている方は、4月の所定の振替日に残高があるかの確認をお願いします。他方、所得税の還付を受けた方は、還付を受けた金額と確定申告書に記載された還付税額に差額がないか確認しましょう。

振替納税とは

振替納税とは、預貯金口座からの振替により税金を納付する手続をいいます。事前に振替依頼書を所轄の税務署へ提出することで、利用することができます。

令和3年度における国税での振替納税の利用割合は、12.6%でした。

令和4年分の確定申告の 振替日

令和4年分の確定申告について、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）および個人事業者の消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の振替日および法定納期限は、次のとおりです。

【令和4年分の確定申告の振替日・法定納期限】

税目	振替日	法定納期限
所得税	4月24日（月）	3月15日（水）
消費税（原則）	4月27日（木）	3月31日（金）

所得税と消費税の両方について振替が発生する場合には、それぞれの日に必要な残高があるか、ご確認ください。

引き落とされなかった場合

振替口座の残高不足等で引き落としがされなかった場合には、未納付状態となります。他の納付手段を用いて、早急に納める必要があります。

ます。

また、未納付となることで、ペナルティとして“延滞税”がかかります。この場合の“延滞税”の対象となる期間は、**法定納期限の翌日から**納付する日までとなります。振替日の翌日からカウントを開始するわけではないため、ご注意ください。

なお、延滞税の計算は本税に対して一定の割合を乗じて計算します。この割合は、年や期間によって異なります。令和5年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

【令和5年中の延滞税の割合】

期間	割合
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで	年2.4%
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後	年8.7%

還付を受けた場合

所得税の確定申告を行い、還付となった場合には、実際に還付された金額と確定申告書の「還付される税額」に記載のある金額に差額がないか確認しましょう。確定申告書の記載金額よりも多く還付を受けていた場合には、その差額は「還付加算金」となり、令和5年分の所得税の確定申告で雑所得として取扱います。ご注意ください。

2023年度の雇用保険料率と 雇用保険の給付概要

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度、見直しが行われています。2023年度の雇用保険料率は、2022年度の下期からさらに引き上げられることになりました。4月からの内容と従業員が雇用保険から受けられる各種給付について確認します。

2023年度の雇用保険料率

2022年度はコロナ禍で雇用保険料率を引き上げることに對する労使の負担感が考慮され、上期と下期の2段階での引上げとなりました。

2023年度は2022年度下期の雇用保険料率からさらに従業員負担・会社負担ともに1/1,000引き上げられ、下表のようになります。

雇用保険の給付

雇用保険の給付は、まず「育児休業給付」と「失業等給付」に分かれます。

育児休業給付は、育児・介護休業法における育児休業および出生時育児休業を取得した際に行われる給付です。

失業等給付は、従業員が失業した場合や会社が従業員を継続して雇用することが難しくなるような事由が生じた場合に、従業員（退職者を含む）に必要な給付を行うとともに、その生活及び雇用の安定を図るための給付です。

失業等給付の各給付の概要

失業等給付は大きく分けて、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4種類から構成されており、各給付の概要は以下のとおりです。

①求職者給付

従業員が退職した場合に支給される基本手当を中心に、失業者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることを目的として支給されるもの。

②就職促進給付

失業者が早期に再就職した際に支給される再就職手当等、失業者が再就職することを援助、促進することを主目的として支給されるもの。

③教育訓練給付

労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的として支給されるもの。

④雇用継続給付

従業員の職業生活の円滑な継続を援助、促進することを目的として支給されるもの。

なお、従業員が負担する雇用保険料は育児休業給付および失業等給付に対する給付の財源として充てられています。

【表】2023年度の雇用保険料率

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

雇用保険料率が引き上げられ、従業員の負担感が増すタイミングであることから、雇用保険にどのような給付が設けられているか従業員にも周知するとよいでしょう。例えば、教育訓練給付を利用することで、働きながらスキルアップできる仕組みがあることを伝えることもできます。

治療と仕事の両立支援の現状

厚生労働省の資料によると、労働者の3人に1人が何らかの病気を抱え治療しながら仕事をしています。ここでは、今年3月に発表された調査結果※¹ から、事業所における労働者が治療と仕事を両立できる取組の有無などをみていきます。

取組ありは4割程度に

上記調査結果から、産業別に事業所における傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の有無をまとめると、表1のとおりです。

【表1】治療と仕事を両立できるような取組の有無（%）

	ある	ない	不明
合計	41.1	56.5	2.4
建設業	44.7	52.3	2.9
製造業	36.3	60.8	3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	72.8	27.2	-
情報通信業	46.7	49.5	3.8
運輸業、郵便業	47.8	49.1	3.1
卸売業、小売業	37.6	60.6	1.8
金融業、保険業	77.1	20.9	2.0
不動産業、物品賃貸業	44.0	52.3	3.7
学術研究、専門・技術サービス業	45.6	52.4	2.0
宿泊業、飲食サービス業	36.8	61.8	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	30.0	66.7	3.3
教育、学習支援業	32.7	63.7	3.7
他に分類されないサービス業	43.7	53.4	2.9

厚生労働省「令和3年労働安全衛生調査（実態調査）」より作成

取組がある事業所は合計では41.1%でした。産業別では、金融業、保険業と電気・ガス・熱供給・水道業で70%を超えました。その他の産業は50%を下回る状況です。

なお、事業所規模別の結果では、規模が大きくなるほど取組がある事業所の割合が高くなっています。

状況に合わせた措置を実施

次に取組がある事業所の割合を100とした場合の、具体的な取組内容をまとめると、表2のとおりです。

【表2】治療と仕事を両立できるような取組の内容（複数回答、%）

通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討（柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等）	91.1
両立支援に関する制度の整備（年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等）	36.0
相談窓口等の明確化	32.1
両立支援に関する体制の整備（産業医等産業保健スタッフの配置、対応手順の整理等）	18.9
労働者、管理監督者等に対する意識啓発（研修等）	14.6

厚生労働省「令和3年労働安全衛生調査（実態調査）」より作成

通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討が91.1%となりました。

なお、取組を行っている事業所の8割程度が代替要員の確保、上司や同僚の負担といった困難や課題と感じていることがあると回答しています。

国の支援サイトも参考に

厚生労働省では治療と仕事の両立を支援するサイト※² を設け、企業や労働者に関連情報を提供しています。これから両立支援に取り組む企業は、参考にされてはいかがでしょうか。

※ 1 厚生労働省「令和3年労働安全衛生調査（実態調査）」

全国の常用労働者10人以上を雇用する事業所から抽出した約14,000事業所を対象にした2021年10月時点の調査結果です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450110&tstat=000001069310>

※ 2 厚生労働省「治療と仕事の両立支援ナビ」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

サイバー事案の現状

4月号で情報セキュリティ上の脅威についてご紹介しました。ここでは今年2月に発表された警察庁の資料※から、サイバー事案の発生件数や被害状況等をみていきます。

サイバー事案とは

警察法によると、サイバー事案とは、「サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案をいう」とあります。具体的には、サイバー攻撃や不正アクセス、不正送金事犯などがあります。

ランサムウェア被害が増加

上記資料から、企業・団体等におけるランサムウェア被害として、都道府県警察から警察庁に報告のあった件数（暫定値）をまとめると表1のとおりです。

【表1】企業・団体等におけるランサムウェア被害の報告件数（件）

2020年	下半期	21
2021年	上半期	61
	下半期	85
2022年	上半期	114
	下半期	116

警察庁「令和4年の犯罪情勢について【暫定値】」より作成

2022年は合計で230件でした。2021年が146件なので、57.5%の増加です。

この結果について警察庁では、テレワークにも利用される機器等のぜい弱性を狙われたケースが大半を占めているとしています。なお、ランサムウェア被害からの復旧には、数ヶ月の期間や1,000万円以上の費用が必要になったケースがあります。

不正送金は15億円超に

次にインターネットバンキング関わる不正送金事犯の発生状況をまとめると、表2のとおりです。

【表2】インターネットバンキングに係る不正送金事犯（件、百万円）

	発生件数	被害額
2013年	1,315	1,406
2014年	1,876	2,910
2015年	1,495	3,073
2016年	1,291	1,687
2017年	425	1,081
2018年	322	461
2019年	1,872	2,521
2020年	1,734	1,133
2021年	584	820
2022年	1,131	1,525

警察庁「令和4年の犯罪情勢について【暫定値】」より作成

発生件数・被害額とも年によってさまざまですが、多い年で発生件数が1,800件を、被害額が30億円を超えています。2022年は発生件数・被害額とも3年ぶりに増加しました。

警察庁では、これら被害の多くは、インターネットバンキングの利用に係るパスワード等がフィッシングにより窃取されたことによるものとみられるとしています。

サイバー攻撃とみられるアクセス件数は年々増加を続けています。他人事ではなく、自社でも起こりうることで、対策を講じていくことが欠かせません。

※警察庁「令和4年の犯罪情勢について【暫定値】」
<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/20230202001.html>

夏に向けての準備が始まる時期です。夏季賞与の支給に向けた準備もそろそろ始まります。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

01 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行



2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上において、季節性インフルエンザと同等の5類感染症へ位置づけられます。

02 自動車税の納付



4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

03 夏季賞与決定までの準備



夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

04 障害者雇用納付金の申告



2022年4月から2023年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

05 健康診断の実施



春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

06 住民税の改定対応



6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

07 夏に向けての準備



春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

◆冷房器具などの点検

◆衣替えの準備

◆暑中見舞い、お中元の準備

◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	月	友引	
2	火	先負	
3	水	仏滅	憲法記念日
4	木	大安	みどりの日
5	金	赤口	こどもの日
6	土	先勝	立夏
7	日	友引	
8	月	先負	
9	火	仏滅	
10	水	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（4月分）
11	木	赤口	
12	金	先勝	
13	土	友引	
14	日	先負	
15	月	仏滅	●障害者雇用納付金の申告期限
16	火	大安	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	仏滅	
21	日	大安	小満
22	月	赤口	
23	火	先勝	
24	水	友引	
25	木	先負	
26	金	仏滅	
27	土	大安	
28	日	赤口	
29	月	先勝	
30	火	友引	
31	水	先負	●自動車税の納期限 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（4月分）